

四日市市告示第 157 号

四日市市子ども食堂等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

四日市市長 森 智 広



四日市市子ども食堂等支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市子ども食堂等支援事業費補助金交付要綱（令和 5 年四日市市告示第 130 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>多様かつ複合的な困難を抱えるこどもたちに対し、地域の実情を踏まえ、地域にある様々な場所の活用を促して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくること</u>によって、こどもに対する地域の支援体制を強化するため、子ども食堂等の<u>こども</u>の居場所づくり等に関する事業を実施する団体に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、<u>子どもが孤独・孤立に陥らないようにするため、子ども食堂等の子どもの居場所づくり等に関する事業を実施する団体に対し、その事業に要する経費の全部又は一部を補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u>

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 四日市市内において、次のいずれかに掲げる事業を実施する団体であること。

ア こどもの食事の支援又は生活支援を行う事業

イ こどもに学習機会を提供する事業

ウ その他ア又はイに掲げる事業に類する事業

(2) (略)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第1号アからウまでに掲げる事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業の実施方法及び体制が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 前条第1号において食の提供を伴う場合は、こどもに低額又は無料で栄養バランスのよい食事を提供していること。

(補助対象者)

第2条 補助の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 四日市市内において、次のいずれかに掲げる事業を実施する団体であること。

ア 子どもの居場所の提供又は衣食住等の生活支援を行う事業

イ 子どもに学習機会を提供する事業

ウ 子どもとその保護者を行政等の必要な支援につなげる事業

エ その他アからウまでに掲げる事業に類する事業

(2) (略)

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条第1号アからエまでに掲げる事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 事業の実施方法及び体制が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 食の提供を伴う事業を実施する場合は、次に掲げる事項の全てを満たすこと。

(ア) 子どもに低額又は無料で栄養バランスのよい食事を提供していること。

イ 前条第1号イに規定する事業を実施する場合は、無料で実施すること。

ウ 事業計画期間を通じて計画的に実施するとともに、月1回以上実施すること。ただし、災害等の真にやむを得ない事由により実施できないと市長が認める場合は、この限りでない。

エ 周囲の環境等に配慮し、実施すること。

オ 常時、責任者を配置するとともに、責任者とは別に責任者を補助する者を1名以上配置すること。

カ 参加者に対して、こどもの支援に関わる行政等の支援機関を周知するように努めること。

キ 国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 事業の衛生管理及び事故防止が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 事業の実施前に、必要に応じ、保健所に相談し、指導及び助言を求めること。

イ 食品衛生法（昭和22年第233

（イ）1回当たり10食以上の食事を提供すること。

イ 勉強、遊び等の子どもの居場所づくりに資する事業を実施する場合は、無料で実施すること。

ウ 特定の者のみが参加できるものではないこと。

エ 事業期間を通じて計画的に実施するとともに、月1回以上実施すること。ただし、災害等の真にやむを得ない事由により実施できないと市長が認める場合は、この限りでない。

オ 周囲の環境等に配慮し、実施すること。

カ 常時、責任者を配置するとともに、責任者とは別に責任者を補助する者を1名以上配置すること。

キ 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行うこと。

ク 参加者に対して、子どもの支援に関わる行政機関等の相談窓口を周知するように努めること。

ケ 国又は地方公共団体からの補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 事業の衛生管理及び事故防止が、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア 事業の実施前に、必要に応じ、保健所に相談し、指導及び助言を求めること。

イ 食品衛生法及び各種法令、通知等

号)及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

ウ こどもの食物アレルギーの有無及びその内容を確認し、適切に対応すること。

エ 食中毒、事故等が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、責任者及びその補助者全員に周知徹底を図ること。

オ 食中毒、事故等が発生したときの対応のため保険に加入すること。

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額から補助対象事業の参加者から徴収した額その他収入額を控除して得た額（千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、1団体あたりの補助金の額が、150万円を超えるときは、150万円とする。

に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。

ウ 子どもの食物アレルギーの有無及びその内容を確認し、適切に対応すること。

エ 食中毒、事故等が発生したときの対応方法及び連絡体制をあらかじめ定めるとともに、責任者及びその補助者全員に周知徹底を図ること。

オ 食中毒、事故等が発生したときの対応のため保険に加入すること。

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の合計額から補助対象事業の参加者から徴収した額その他収入額を控除して得た額（千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、当該額が、150万円を超えるときは、150万円とする。

改正後	
費目	内容
人件費	実施に直接必要となる報酬、 <u>ボランティアスタッフ</u> 手当等 (恒常的な人件費は除く。)
需用費	1 消耗品費 事務用品、衛生用品、消耗品 <u>その他</u> 事業の実施に必要な物品（取得価格（消費税等を含む。）が2万円未満であるものに限る。）及び <u>文房具、生理用品その他こどもの生活に必要な物品</u> の購入に要する費用 2 印刷費 (略) 3 食糧費 (略)
役務費	(略)
委託費	(略)
賃借料	(略)
(略)	
別表（第4条関係）	

改正前
別表1（第4条関係）

費目	内容
人件費	実施に直接必要となる報酬、 <u>給料、職員手当等</u> （恒常的な人件費は除く。）
需用費	1 消耗品、 <u>物品購入費</u> 事務用品、衛生用品、消耗品 <u>その他事業の実施に必要な物品</u> （取得価格（消費税等を含む。）が2万円未満であるものに限る。）及び <u>文具その他児童福祉の向上に資する子どもへの配布物の購入に要する費用</u> 2 印刷費 （略） 3 食糧費 （略）
役務費	（略）
委託費	（略）
賃借料	（略）
（略）	

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（こども未来部こども未来課）